



F/ASFIDA 熊本

規約

第1条【名称・内容】

本クラブは、名称を「F/ASFIDA 熊本」と言う。幼児～中学3年生までを一貫指導で行う。

第2条【所在地】

本クラブは、熊本県菊池郡菊陽町原水5599-5に事務局として置く

TEL：096-284-1090

代表：松岡 卓

第3条【基本理念】

- (1) F/ASFIDA 熊本は、地域に根ざしたスポーツクラブとして、地域に生活する人々と共に発展します。
- (2) F/ASFIDA 熊本は、スポーツを通じて県内の多くの子供達に楽しいサッカーとの出逢いを提供します。
- (3) 常に自発的に考え行動し、全ての人々に感謝の気持ちを持てる人間形成を目指します。

第4条【活動方針】

- (1) 世界基準で、『強く・上手いチーム』作りに挑戦する。(魅了する)
- (2) 積極的な地域貢献と地域協働に挑戦する。
- (3) 子供達が本気でサッカーを楽しむ環境作りに挑戦する。
- (4) 応援される選手(人材)を目指す。
 - ①最善の努力 勝利⇒全力⇒準備
 - ②ルール遵守 サッカー⇒チーム・学校・社会
 - ③整理整頓 サッカー用具
 - ④責任ある行動 チームへの愛着 (F/ASFIDA 熊本の選手としての誇り)
 - ⑤感謝 家族・友人・周りの人

第5条【コンセプト】

- (1) サッカーを通しての人間づくり。
- (2) サッカーを通して、小学生の運動能力向上を図る。
- (3) サッカーを通して技術・体力・知力の向上を図る。

第6条【活動期間】

本クラブの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とする。

第7条【入会資格】

本クラブに入会できるものは、サッカーが好きで向上心のある者とし、本人とその家族が、クラブの目的に賛同し、規約を遵守できる者とする。また、クラブの名誉を傷つけない者とする。

第8条【入会手続き】

本クラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い申し込むものとする。また、入会后、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

第9条【退会・休会】

退会・休会する場合は必ず退会・休会届を提出するものとする。

- (1) 退会の場合（退会1カ月前までに提出するものとする。）
- (2) 休会の場合（休会期間を記入し提出するものとする。）
 - ① 月会費、年中～小学3年生は「2, 200円」とする。
 - ② 月会費、小学4年生～6年生は「3, 300円」とする。
 - ③ 月会費、中学1年生～3年生は「4, 400円」とする。

第10条【除名】

会員が次の事項に該当する場合は、本クラブより除名する。

- (1) 2ヵ月以上にわたり、諸経費を滞納した場合
- (2) クラブの規約を遵守できない場合

第11条【会費】

本クラブの会費は別表の通りとする。

第12条【会費の不返還】

一旦入金したものは、理由の如何を問わず返還しない。

第13条【送迎】

- (1) 通常練習時の送迎は月契約者のみとし、行きだけの送迎とします。
- (2) 月契約の方は毎月の会費と一緒に引き落としさせていただきます。
- (3) 人数に限りがあり、皆様のご要望にお応えできない場合もあります。

第14条【傷害事故】

本クラブの活動中の事故に関しては、クラブ加入の保険の範囲での保障とする。

第15条【申し合わせ事項】

(1) 保護者

- ① グラウンドにおいての、一切の権限は代表者にあるので指示に従うこと。
- ② 練習方法や、試合の作戦、選手の起用などに対しては、一切の口出しはしないこと。
- ③ クラブの行事、活動について積極的に参加、協力する。

(2) 生徒

- ① 挨拶は子供らしく大きな声で元気よく、プレーは、伸び伸びと楽しく。
- ② 仲間、道具は大切にしよう。
- ③ 原則的にクラブの行事、活動は優先して参加する。

(3) 中学生について

- ① テスト期間中の休みについて、原則平日のお休みは許可をするが、週末や祝日の活動をお休みする事は許可しないものとする。(学校行事を除く)
- ② 中学3年生については、11月までの月会費は通常通りとし、12月～3月の月会費は4,400円とする。
- ③ お休みなどの連絡事項は本人が行う事とする。

第16条【SNS等への投稿】

- (1) 本クラブの活動で撮影した写真及び動画は以下の目的で利用し、ホームページ及び公式 SNS (クラブより承認を得た SNS) 上に紹介することがあります。
 - ① 集合写真、試合中のスナップ写真、活動動画については、その活動を紹介するため。
 - ② 各種大会での優秀チーム、優秀選手の写真、動画については、その栄誉を称えるため。
- (2) 卒団後の活躍を紹介でも上記と同様に公開することがあります。

第17条【休校・閉鎖】

本クラブは、天災地変・社会情勢の変化その他クラブの活動の継続が困難となる理由が生じた時は、無条件に休校、もしくは閉鎖することができる。

第18条【附則】

本クラブは、必要に応じた随時本規約を改訂することができ、本規約に関する事項については細則を定めることができる。